

第2 社会の発展と変化に対し主体的にはたらく県民資質の向上

1 人間性の育成と道徳教育、生活指導の徹底

(1) 青少年非行対策の強化

〔施策設定の理由〕

青少年非行のすう勢は、全国的に昭和25年、26年を頂点として、その後漸減の傾向にあったが、昭和32年から再び増加している。本県の状況も全国的な傾向とほぼ同様の推移をたどっている。

第2図は刑法犯少年の年齢層の推移を、昭和31年を100とした指数で示したものであるが、これによると、14才未満については、39年度で2.5倍、14～16才では1.7倍に達している。

最近の青少年非行の一般的傾向としては、

- ア 非行件数が年々増加の傾向を示している。
- イ 青少年非行の低年齢化が目立っている。

ウ 青少年非行の集団化がみられる。

特に集団窃盗犯が増加している。

エ 非行内容をみると、凶悪化している。

オ 性的犯罪、怠業、怠学、喫煙、飲酒、不健全娯楽なども増加している。

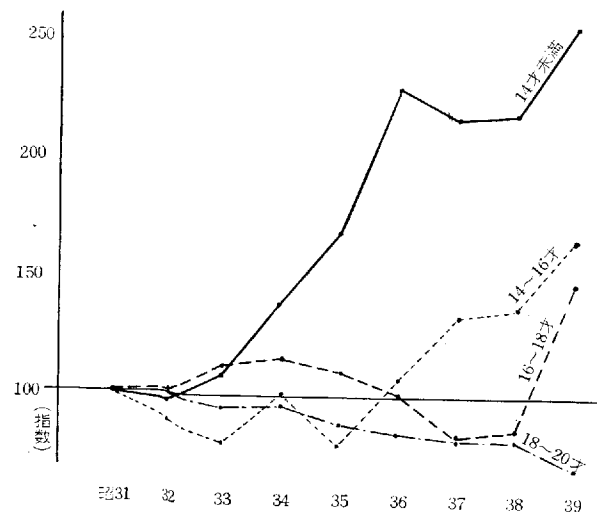
カ 非行青少年は、中学生、高校生に多くみられ、中流家庭の少年の非行が目立っている。

ことなどがあげられ、学校教育における青少年非行対策は、家庭・社会との緊密な連絡によって強化する必要がある。

〔施策の目標〕

学校内外の指導体制を充実強化し、指導活動がじゅうぶん徹底するようにする。

第2図 刑法犯少年の年齢層の推移



—「少年非行の動向（県警防犯課）」より—